

葛尾村三匹獅子舞関係資料の概要 — 祭典組と資料保存 —

佐藤 愛 未

※地域創成学科

はじめに

平成二十三年(二〇一一)に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によつて、東北・関東を中心に甚大な被害がもたらされた。それから約八年が経過し、国や県などによつて復興事業が進められ、徐々にではあるが、復興の兆しが見えつつある。そのなかで、地域における課題が浮き彫りになってきている。なかでも、原発事故の影響により避難を余儀なくされた地域の文化や歴史、民俗芸能などの保存・継承が「郷土」や「地域」を考へる上で重要視されている^①。

例えば、福島県浪江町請戸地区には、「請戸の田植え踊り」とい

う祭礼行事がある。この請戸地区も原発事故の影響により、町民は県内外へ避難することとなったが、その請戸芸能保存会における避難から帰還の間における民俗芸能の意義に注目した一柳智子氏が調査研究を行っている。一柳氏は「震災によりばらばらな生活空間を強いられながら、外敵要因を内的契機に消化させつつ、一時的「村」状態を生起させているような郷土を想う郷土芸能である」として、「人々の集合した心情の受け皿として強い存在価値を認めることができよう」と指摘している^②。

この「請戸の田植え踊り」のように震災の影響を受けつつも、それを乗り越え再開された祭礼行事の一つが福島県葛尾村の「日山三匹獅子舞」である。

平成二十七年より本学短期大学部幼児教育学科一柳智子教授とと

もに、「葛尾村三匹獅子舞に関わる民俗芸能誌作成のための調査研究」として、調査(筆者は主に文献資料)を行ってきた。

同村には、日山三匹獅子舞^③に関わる文書資料が保管されている。この資料群は、最も古いもので明治十二年(一八七九)から新しいもので平成二年(一九九〇)までの簿冊を中心に約一五〇点の資料で構成されている。

整理・調査を行っている資料群は、三匹獅子の運営に携わる「祭典組」という組織が作成・保管を行ってきたものである。この資料の整理・調査を実施することにより、三匹獅子舞の芸能研究及び資料分析による祭礼行事全体の様相を垣間見ることが出来るのではないかと考えられる。

そのため本稿の目的は、今後の調査分析を行っていく前提として、現段階における資料の概要調査及び資料整理・保存の措置の現状報告を行う。また、その資料群を整理した中で確認出来た、「祭典組」の発足に関わる資料を数点紹介し、今後の調査研究の基盤とする。なお、本稿で紹介する資料については、適宜句読点を付与し、旧漢字、異体字は常用漢字へ直した。

一 資料群の概要説明及び整理状況報告

平成二十七年(二〇一五)三月十四日に、初回の現地調査へ伺った際に、祭典組の三匹獅子舞に関する記録類が残されていることがわかり、状態の確認を行った(以下、「祭典組関係資料」)。保管場

所は、下葛尾公民館内の金庫の中であった。まとめとしては、風呂敷包み二包である(写真1)。

風呂敷を広げて中身を確認したところ、状態としては一部シミなどの汚損、紙の寄れなどが散見されたが、比較的の良い状態である。虫損はなく、大きな汚損も見られない。関係者の説明としては、記録書類について現用ではないが、夏頃に毎年虫干しを実施しているとのことであった。

また、大まかな内容物としては、主に横帳の合綴、縦帳の合綴、封筒入りの領収書、村の無形文化財登録の際の提出書類(葛尾三匹獅子の由来)、ノートに分類できる。

資料の点数としては、文書資料(縦・横帳)六十冊前後、ノート四十冊前後で、資料作成年代は明治十二(一八七九)〜平成二年までであることが確認できた。昭和四十三年(一九六八)に葛尾村の無形文化財登録の際に調査された資料のなかで、最も古い資料が「明治十二年」と表記されており、明治十二年に作成された「日山神社祭典諸費取立帳」^④と「神楽并二三疋師^(マ、舞)子諸道具取調帳」^⑤(写真2)がこれにあたりと考えられる。

全体の資料概要としては、三匹獅子舞の祭礼行事が行われる前後に作成された、祭典組の備忘録、祭典費用書上、道具目録、参加者書上、芳名帳、諸費取立帳、などが残されており、現在でも、和紙と筆を使用し上記のような書類を作成しているとのことであった。また祭典の日に実施されている「糶(せり)」に関する帳簿も明治四十二年(一九〇九)の記録^⑥が現在把握しているなかで一番古く、

大正期の終り頃から糶が行われていたことがわかる。



写真1 右の風呂敷(赤色・仮番A群)、左の風呂敷(青色・仮番B群)



写真2 「神楽井二三疋 師子 諸道具取調帳」
(ママ、獅カ)

二回目の調査では、下葛尾公民館より村役場へ史料を移動させ調査を実施した。この日の調査は、資料整理を進めていくなかで全体的な資料内容と状態の把握を行うために概要写真の撮影を行った(写真3-1、2)。このとき、赤の風呂敷包を仮番A群、青の風呂敷包を仮番B群とし、点数を数えたところA群は六十八点、B群は七十三点(A・B両群とも断筒含む)の計一四二点である。

その記録類の作成された日付を見ると、明治期の資料は八点、大正期の資料は七点、昭和期の資料一〇六点、平成・その他の資料は二十二点であった。この写真を基に仮目録を作成し、今度は一点ずつ全てのページを撮影して、本目録と翻刻資料を作成している。



写真3-1 仮番A群
「白山神社祭典諸費取立帳」(明治28年)



写真3-2 仮番B群
「白山神社祭典諸費取立帳」(明治15年)

また撮影の際には、記録一点に資料番号を記した付箋を挟み、風呂敷から出して、まとまりをA・B群、各二つずつに分けて薄葉紙で包み仮置きをしている。今後、封筒詰などの措置を行う予定である。なお、現時点における仮目録としては別表の通りである。

二 資料に見る「祭典組」

葛尾村の三匹獅子舞を中心となつて伝えていくのが、字下葛尾の「祭典組」である。この「祭典組」は、現在も続いており「祭典組関係資料」を作成、保管している。では、この「祭典組」は、いつ発足したのだろうか。これに関して、「祭典組」の結成された趣旨と規定が書かれた「大字葛尾祭典組組規約」(以下、「組規約」)が残されていた。



写真4-1
「大字葛尾祭典組規約」(大正14年)



写真4-2
「祭典規約一部変更綴」(昭和31年)



写真4-3
「祭典規約一部訂正綴」(昭和35年)

「組合規約」は、明治十二年作成の「神楽并二三疋師(ママ、獅)子諸道具取調帳」とともに綴られている資料である。規約に関する資料は四点で、大正十四年(一九二五)旧暦の八月十六日付の「組合規約」①、同年同月に①を訂正した「組合規約」②、写真4-1、そして昭和三十一年(一九五六)旧暦の九月九日付の「祭典規約一部変更綴」③、写真4-2、昭和三十五年旧暦の八月付「祭典規約一部変更綴」④、写真4-3である。

1 「祭典組」の発足について

まず、①の資料の組合規則「趣意書」の内容から、「祭典組」が組織された理由について確認する。

趣意書

本村祭典組合ハ総テ青年諸氏ヲシテ成ル、然リ現下ノ青年ハ

他日ノ父兄ニシテ本村ノ相続者タリ、又後進者子弟ノ先進者タリ、故ニ祭典組員即チ青年諸氏ノ一挙一動善ナルトキハ、村ノ実力品位ヲ進メ併テ子弟ノ模範トナリ、悪ナルトキハ之レガ転比例ヲ致ス其動作最モ大切ナリ、殊ニ本村祭典ハ先祖伝来タリ、然ルニ規約條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ尽シ、以テ違算ナキ祭典ヲ永遠ニ維持シ

益々鞏固ニシテ祖先ノ治安ヲ将来ニ保障スベキ事態ヲ確立シ、併テ子弟ノ發展ヲ養フ事現下ノ最モ急務タルヲ信ス、並ニ於テ本組合ノ規定ヲ組織スル所以ナリ

この内容は、祭典組合は青年で組織され、組合員は村の実力品位をすすめ子弟の模範となることが求められている。また、祭典については、先祖からの伝来なので規約の範囲で、祭典を永続的に維持することが記されている。

この祭典組の成り立ちについては、大正十四年に規約を改正するために作成された②の書類のなかに記されており、「明治廿五十六年頃至テ祭典組ト改称シ」として、明治二十五(一九一二)、二十六年頃祭典を運営していた組織を、「祭典組」としていることがわかる。それ以前の三匹獅子舞に関する資料の作成者を確認すると、明治十年代は「消防組頭」となっており、元々は消防組が祭典

を取り仕切っていたと考えられる^⑨。なお、同二十二年、二十三年頃は「祭典取締」という名称になっており、「祭典組」に近い役職名となっている^⑩。

また、組合規約改訂の理由の中には、次のように記されていた。

(前略) 明治四十一年旧八月、祭典組合規約ヲ作製シ、全文二十二條ニ亘リ細大洩ナク編ミテ組員ノ嚮フ所ヲ定タリ、然雖今ヤ星霜十有七年スペテノ文物年ト共ニ更リ、祭典組現在ノ制度ハ規約ト大ニ変リ、規約変更ノ必要生ゼリ(後略)^⑪

ここからわかることは、明治四十一年に祭典組の二十二条にわたる規約が作成されたこと。そして、そこから十七年ほど経過し世の中の変化から改訂がなされるに至ったということである。確かに、この「組合規約」が収録されている綴りのなかには、明治四十一年に作成された「祭典組備付物品員数表」や「大字葛尾祭典組人名簿」も綴られている。名簿には、百十三名の組合員の名前が記載されており、明治四十一年より大正期にかけて百名前後の組員が所属していたことがわかった。しかし、同資料には、明治四十一年に作成された規約は綴られていなかったため、今後、調査を進めていきたい。

2 「祭典組合」規約と概要

つづいて祭典組合の規約を確認していきたい。まず、前項で紹介したとおり、「組合規約」の改訂に関する資料は、現時点で四点見つかつた。

①は全二十四条、②は二十五条で構成されていて、改訂に関する記録を確認すると、そこには「改正祭典組規約二十五條ヲ編」としていることから、②が正式に改訂されたものと推測できる。ただし、①②ともにほぼ同内容であったため、大正十四年時の祭典組合規約より、組織の概要について資料から読み取っていく。

祭典組合は、「祭典組合規程ヲ確實ニ施行シ而テ祭典ヲ盛大ナラシムル」ことを目的とし(第二条)、「組合規程ヲ確守シ各世話人ノ命ヲ遵奉シ決シテ違犯セザル事」と規定している(第六条)。

まず組合の構成については、十六〜四十歳までの男子で組織され、四十歳になつた際に後継者がいない場合は四十五歳まで継続すること(第一条)としている。なお、組合の入退希望者は、八月一日までに世話人へ申告し、他村から新たに組入をする者は身元保証人をたてること(第十四条)とされている。そして、組員名簿を作成し、各自捺印をして入退の年月を明記しておくこと(第二十四条)とされ、これが明治四十一年に作成された「大字葛尾祭典組人名簿」ほか現存している名簿であると考えられる。

また組合には役員が設けられ、正世話人一名、副世話人一名、会計一名、警固四名として九月九日の祭典終了後に選挙を行い、任期は一年と定めている(第三、四条)。

また、役員の仕事については、第五条に記されている。

本組合ノ役員ハ左ノ職責ヲ有ス、

正世話人ハ組合一般ノ事務ヲ総理シ、且ツ会議ノ議長トナル、副世話人ハ正世話人ヲ補佐シ、正世話人事故有場合ハ之ガ代

理ヲナス、会計ハ正世話人ノ指揮ヲ受ケ、本組合一般会計事務ヲ掌ル、警護ハ正副世話人ヲ補佐シ、組合一般ノ事務ヲ処理シ、併一般ノ警固ニ従事スルモノトス、

続いて毎年祭典で行われる獅子舞の稽古開始日は世話人が決定し、稽古は毎晩八時から十一時迄としており(第七条)、稽古及び会議の際には時間を必ず守り、無断欠席はしないこと(第八条)、会議は過半数の出席で開会し、会議の決定は多数決で行うこと(第九条)、正世話人が適当な時間を設定し閉会する(第十条)ということが定められている。

日山神社祭典の時は、「総テノ物品ハ紛失破損等ナキ様取扱共同一致ヲ以テ宿元へ持チ帰ルベシ帰還ハ世話人ノ許可ナク帰ルヲ得ズ」としており(第十一条)、祭典に使用する道具・物品については、祭典費で購入し、全ての物品は世話人が分担して保管すること(第十六条)、あわせて、役員が交代する時は「物品員数表」を作成、照合の上で引継をする(第十七条)としている。確かに、今回整理している資料のなかにはほぼ毎年、祭典で使っている諸道具の書上げが作成されていることが確認されている。

なお祭典費は、毎戸一名を本額として徴収し、一家何名も組合に所属している場合は、二人目以降は半額として徴収すること。そして、日山祭典における収益金は祭典費に充てて、残額は神社永続金にあてる(第十五条)。この決算報告は日山神社祭典終了後に実施すること(第二十三条)と定めている。なお、祭典費が半額の者や年少者たちも、日山神社祭典や組員集合の場合には、労役に従事す

ることを義務としている(第十九条)。

そして、組合の趣意書にもあった通り、村の「実力品位ヲ進メ併テ子弟ノ模範」となることが求められたことから、素行に関する箇条がいくつか見られた。

第十二条では、組員相互は宿元に集合する場合に家屋の内外を決して乱雑に使用したり、不潔にしないように注意を怠つてはいけな
いとある。また、第十三条では、組合員が相互常に親睦の機会を持ち、素行風紀を肅正し、「敬神思想ノ涵養」に努めることとし、組合員のなかで他の模範となる者は表彰することとしている(第二十条)、これは、善行者を輩出させて「理想祭典」実施をさせるためとして
している。

そのため、組合員が集合した場で、乱暴狼藉をはたらき器物を壊した者は弁償すること(第二十一条)、組合の義務を果たさない、もしくは素行が悪く組合の体面を汚した行為を行った者には忠告をし、それでも改悛しない場合は、役員会、または集会の決議で除名する(第二十二条)とし、処罰に関する項目も設けられていた。

そして、最後の箇条にて、組合規約は必要に応じて総会もしくは役員会の決議によって増補訂正することとしている(第二十五条)。以上のことから、祭典組合員は、祭典の運営のみに携わるだけでなく、村の模範となるべき男子であることが重要であった。

では、「組合規程」の①と②の内容を比較検討していきたい。まず、①と②の資料は、前述した通り、どちらも作成日は同じである。ただし、①の場合は、表紙以外、謄写版印刷で作成されたもので

あった。内容を確認すると、①にのみ見られる内容の項目は二ヶ条ある。

一つは、帳簿に関するもので、「本組合ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ置クコト 一、記録簿 一、会計簿 一、会員名簿其他必要帳簿」¹²として、②にはこの記載がなく第十六条にみられる「各祭典備付道具ノ員数ヲ確實ニ証明シタル帳簿ヲ備置ク事」と書かれたのみである。しかし、現存する記録簿を確認すると、明治四十一年より作成された、記録簿ほか関係書類がある。

二つ目は、組合員の私物に関する管理について注意するようにという内容の条目¹³であり、こちらも②には記載がない。

また、同じ内容の条目でも若干の変更がなされているものを確認した。一つは、三匹獅子舞の稽古時間についてで、②では八時から十一時までだが、①では八時から十時までとなっている¹⁴。そして、もう一つは、祭典に使用する諸道具についての箇条のなかで、①では、管理は副世話人としている¹⁵が、②では、世話人で分担管理することと定めている。これらのことから、①が②よりも前に作成されたものと考えられる。ただ、前述したとおり、明治四十一年に組合規約が作成された際には二十二箇条であったと記録されているため、大正十四年に改訂される以前にも、増補改訂がなされて二十四箇条に増補されていたことが推測できる。

続いて、昭和三十一年（一九五六）に祭典規約が改訂された。

祭典規約一部変更

昭和三十一年旧九月九日磯前神社祭典執行の際、組員協議の

結果、祭典世話人の増員を左の通り決定せり、

左記

正世話人 一、副世話人 一、会計 一、警護 七、
これにより、増員されたのは傍線部の警護で、大正十四年から改訂がなかったとすると、三名の増員となっている。

また、四年後の同三十五年にも、組合員の年齢が改訂された。

祭典規約一部訂正

昭和三十五年旧八月一日共同作業場に於て、組員各位の協議の結果、祭典組員の年齢を左の通り決定せり

左記

一、年齢拾六歳以上と有るを拾七歳以上と訂正す

但し年齢四拾歳に達するも、尚後続者なき者は四拾五歳迄とす者^(ママ) 四拾五歳になるも、尚後続者なき者^(ママ) 其の限りに有らずと訂正する、

以上の二ヶ所の点から、改訂について当時の村の状況などによって臨機応変に対応されていたことがわかった。

3 「祭典記録」にみる日山祭典組の様子

また、調査を進めていくと祭典組の記録のなかには、日山天王祭典当日の様子が記録された簿冊があった。これは、「祭典組合規約」にも見られる、組合において備えておくものの中の、「記録簿」に該当するものと考えられ、当時の様子を知る上では大変貴重な資料と言える。

現在調査している中でも最も古い記録は、明治四十一年のもの（写真5）であり、その年の祭典の状況が記されているため、本稿ではこの記録から当時の様子を確認していくこととする。

日山天王祭典時ノ概況

八月十八日祭典組全部獅子宿元ニ付集合セシハ午前七時ナリキ、立日降雨益々強シ、然シ朝来厳風ナキヲ以テ、一同登山ヲ決シタリ、途中ニノ鳥居ニ達スルヤ、俄カニ北風雨吹き登尚ホ暗キ、殆ント暗夜ノ如キ姿ニ化シ、全身至ル処湿潤シ、其光景ハ何ント例インヤ、到底一文ニ形容スル事ハ出来サリキ、社前ニ着キシハ午后零時十分ナリキ、社前ハ一滞沼ノ如ク只常土ハ転々存スルノミ、商人トシテハ三社ヲ通テ菓子商ニ、季子商ニ、ヲ以テ本日ノ商人ト見ル、他ノ商人ハ更ニ無ク、殊ニ飲食店（チャ屋）ノ一店も設置ナキハ予等曾テ覺イナカリキ、例年ノ如ク獅子献舞スル事出来ズ、只^音雷^押リノ



写真5
「祭典記録簿」（明治41年）

ミニテ祭典ヲ了シタリシハ甚タ遺憾ナリキ、此日晴天ナランニハ参詣者ヲ以テ社前正ニ充滿スルナランモ、参拝者ハ至テサリ所々ニ点在スルノミ、（中略）道路泥濘ナルヲ以テ大ニ疲労ヲ感ゼシナランモ、各人益々勇ヲ鼓シテ何レモ疲労ノ状体ナリ、整列シ堂々トシテ参詣セシハ、

実ニ厳確ナル規約ヲ維持スルヲ証スル事明ナリ、帰途ニ就キシハ午后三時ナリキ、此ノ如キ暴風雨ナルモ各人ノ注意調到ナル為メ、只旗ニ微少ナル破損ヲ生ジタルノミ、他ニ異状ナシ、又随分混雑ナル位置ナルモ、易ク物品ヲ整屯シ、一物ノ遺失ナク取纏メ持チ帰りシハ、実ニ祭典規約ニ基キタル所以ナランヤ、其他祭典ニ関シテ別ツニ得ん処ヲ認メズ

この記録からみると、記録簿の作成は世話人であり、この年の祭典の概要は、祭典当日、悪天候に見舞われ、獅子舞を奉納するために登頂するも、天候は徐々に悪化し、例年のように獅子舞を奉納することが出来なかつたことがわかる。なお、参詣者の様子であったり、当時祭典の際には出店（茶屋など）があつたこともわかる。

ただ、注目する点としては、傍線部に記されたその時の祭典組の様子である。悪天候のため疲労困憊のなか、整列し堂々と参詣する姿や、祭典に使用する備品などに関しても、旗が少し破損したのみで他のものは異状もなく、私物なども各自で管理されていたことについて、「実ニ厳確ナル規約ヲ維持スルヲ証スル事明ナリ」「実ニ祭典規約ニ基キタル所以ナランヤ」と称している。これについては、確かにどちらも規約のなかに該当する箇条があり、規約に基づいて祭典が執り行われていることがわかる。

またこれについては、「祭典組合規約」が設けられた年と同年のものであり、規約について記されていることから、祭典が行われる以前に「組合規約」が作成されていたと推測できるが、今後も調査を継続していきたい。

おわりに

今回調査を行った葛尾の三匹獅子舞は、村の無形文化財として長く伝えられてきた。その三匹獅子舞を伝え守ってきた村の人々によって組織された「祭典組合」。この組合は、明治二十年代に発足し、同四十一年には「組合規約」も作成され、役割なども整備された。記録についても毎年作成され、大切に保管されてきた。これは、「祭典組合規約」のなかで、記録の重要性を記した箇条があり、それをこれまで受け継いで、毎年資料の虫干しを行い、金庫に入れて代々守られてきたからであると推測される。

この資料は、これまでの葛尾の三匹獅子舞を考えていく上では欠かすことの出来ない資料であることは言うまでもないことであろう。

なお、祭典終了後に作成される、「備品員数表」を見てみると、備品のなかに「国旗」が現れるようになる。また、組織は消防組から、祭典組へと変化していることから、明治期における各村々で発足した「青年団」との関わりも合せて考えていく必要があるため、今後の課題としたい。

本稿は、今後の整理調査の前提として位置付けていることもあり、資料群については、仮目録の作成と一部資料分析に留まり、資料の保存措置や、内容解析はこれからの作業となる。資料自体の全容も未だにつかめていないため、今後の課題とし、葛尾三匹獅子舞の復興と発展の一助になればと考える。

註

- (1) 民俗芸能学会福島調査団『福島地域の無形民俗文化財災害調査報告二〇一〇―二〇一三』ほか。
- (2) 一柳智子「震災による避難から帰還の間における民俗芸能の意義の変容―福島県浪江町請戸芸能保存会の動向を事例として―」『民俗藝術』Vol.33、2017年。
- (3) 葛尾の三匹獅子舞は、二本松市、浪江町、葛尾村の境にある日山(天王山)に鎮座する日山神社に奉納される儀式で、旧暦八月十八日が発礼日となっている。現在は、毎年十月八、九日の二日間日山神社、旧暦九月九日には、磯前神社にそれぞれ奉納されている。日山神社は、「旭神社」とも呼ばれその祭神は、素戔鳴尊であった。その後、康平五年(一〇六三)八月十八日源頼義が前九年の役において安倍貞任追討の折、陣中に悪疫が流行したため、尾張国国津島村に鎮座する松山牛頭天王の分霊を受けて勧請された。そのため、「松山」や「天応山」とも称されている。葛尾村の三匹獅子舞の歴史としては、江戸時代中期の元禄年間(一六八八―一七〇四)に葛尾大尽とよばれた松本藤九郎が再興したといわれている。これについては、葛尾村史編纂委員会『葛尾村史』第一巻、(一九九一年)に詳しい。
- (4) 「祭典組関係資料」仮B-31、明治十二年旧八月十八日作成。
- (5) 「祭典組関係資料」仮B-32、明治十二年旧四月六日作成。
- (6) 「祭典組関係資料」仮A-21、大正十四年作成「大正十三年旧九月九日 糶代金控帳」。
- (7) ただしこの段階では、複数の帳簿類を合綴していた場合も一点として仮目録を作成しているため、合綴された一番先頭の簿冊表紙の年代の概算となっている。
- (8) 前掲註(2)資料「祭典組関係資料」仮B-32に閉じられている資料で、この資料には、「神楽并二三疋師子諸道具取調帳」のほかに、「祭典組備付物品員数表」(明治四十一年旧八月)、「大字葛尾祭典

下葛尾村所蔵 三匹獅子舞関係文書 史料目録

Table with columns for document type (e.g., 招持者名簿, 祭典費取立帳), year (昭和, 大正), and other details. It lists various documents related to the festival, including name registers and financial records from 1937 to 1942.

- (9) 前掲資料「祭典組関係資料」仮B-31、「日山神社祭典諸費取立書類一括綴」には、明治十二、十四～十六年に作成された資料が綴られているが、十二年のもの以外の資料作成者に「消防組」の表記があった。
(10) 前掲資料「祭典組関係資料」仮A-39、「日山神社祭典諸費取立書類一括綴」には、明治二十二、二十三、二十五～二十八年の資料が綴られている。
(11) 前掲註(2)資料、大正十四年(一九二五)旧暦の八月十六日付「組合規約」②。

Table with columns for document type (e.g., 招持者名簿, 祭典費取立帳), year (昭和, 大正), and other details. It lists various documents related to the festival, including name registers and financial records from 1939 to 1960.

- (12) 前掲註(2)資料、大正十四年(一九二五)旧暦の八月十六日付「組合規約」①の第五条。
(13) 前掲註(10)資料、第二十一条。
(14) 前掲註(10)資料、第八条。
(15) 前掲註(10)資料、第十四条。
【付記】本稿で使用し、整理・調査を行っている中で、葛尾村教育委員会の方々、葛尾三匹獅子保存会の方々から多大な尽力を賜った。ご配慮に対して、謹んで御礼申し上げます。
なお、本稿は「平成三十年度郡山開成学園研究ブランディング事業」及び「福島県学術教育振興財団助成」によるものである。

Table with columns for item ID, title, year, month, day, author, recipient, type, quantity, and notes. Contains entries like '諸役信心芳名簿', '信芳名簿', '御祝儀受納帳'.

Table with columns for item ID, title, year, month, day, author, recipient, type, quantity, and notes. Contains entries like '葛尾村世帯一覧表', '御祝儀受納帳', '諸役信心芳名簿'.

葛尾村三匹獅子舞関係資料の概要

— 祭典組と資料保存 —

佐藤 愛未

The Outline of Materials Related to the Sanbiki Shishimai
(Traditional Dance of 3 Lions) of Katsurao Village for
the Preservation of Historical Sources and Documents.

Megumi Sato